

船橋市公立保育園民営化基本計画（素案）

平成23年1月

船橋市

船橋市公立保育園民営化基本計画（素案）

目 次

計画策定の背景と趣旨	1
I 船橋市の保育の現状と課題	3
1. 就学前児童の状況	3
2. 保育園待機児童の増加	4
3. 保育需要の推計	6
4. 財政状況と保育所費の増加	6
5. 保護や支援が必要な児童・家庭の状況	8
6. 保育園園舎の耐震化	9
7. 地区コミュニティごとの公・私立保育園	10
II 保育のあり方検討委員会の提言	12
III 公立保育園民営化基本計画について	12
1. 基本計画の位置づけ	12
2. 計画期間	12
IV 公立保育園の民営化に関する基本的考え方	13
1. 民営化の目的	13
2. 民営化により生まれる財源	15
3. 民営化により再配置できる正規職員	17
4. 民営化の進め方	17
5. 民営化対象園の選定と公表時期	17
6. 民営化の手法	18
7. 設置・運営主体	18
8. 対象園の選定基準	18
9. 対象園数	18
10. 民営化実施スケジュール	19
11. 職員配置	19
12. 選定委員会の設置	19
13. 三者協議会の設置	19
14. 移行期・移行後を管理・検証する組織の設置	19

計画策定の背景と趣旨

近年、女性の社会進出や経済情勢などの影響により、特に都市部において保育園への入所希望者が急増しており、船橋市においても待機児童の解消は、子育て行政における最重要課題として位置付け、積極的に取り組んでいます。

市では、私立保育園の新設や増改築による定員増を進め、平成12年4月から22年4月までの間に1,724人の定員増を行いました。しかし、定員増を上回るペースで保育の必要な児童も年々増加し、平成22年4月には507人の児童が、23年1月には1,270人の児童が入所待ち（待機）の状況で、待機児童対策が喫緊の課題となっています。

そのような中、保育園運営に要する経費は、総額で110億円を超え、市の一般会計予算に対して6.9パーセント（22年度当初予算）を占める規模となっています。今後とも保育園の新設や、公立保育園の耐震化などのハード整備のほか、保育所運営費の増大や多様な保育サービスの提供などに多額の経費が必要となり、財源の確保が大きな課題です。

また、子育て家庭を取り巻く環境を見ると、核家族化や地域の関係性の希薄化などにより、子育てに不安を抱く保護者が増加しています。さらに、児童虐待や障がい、生活保護受給世帯、外国人世帯、ひとり親世帯など、支援や保護が必要な子どもや家庭が増えています。保育園や幼稚園などに通っていない在宅で子育てをしている保護者も含めた、地域の子育て家庭への相談体制や、切れ目のない、きめ細やかな支援体制の整備が必要です。

これらの諸課題に対応し、公立・私立保育園を問わず、保護者の皆様に安心して預けていただける保育環境の維持・向上を図り、多様な子育て支援ニーズに応えるためには、限られた財源・人材を効率的・効果的に活用していく必要があります。

そこで、市では、平成22年4月に、有識者、子育て支援関係者、保育園保護者からなる、保育のあり方検討委員会を設置し、今後の本市の保育のあるべき姿について様々な角度から検討していただきました。

12月に市に提出された提言書では、今後展開すべき子育て支援施策として、待機児童への緊急の対応や、地域子育て支援の緊急かつ適切な実施を求めています。さらに、これらの施策を実現するために、財源や人材の効率的な活用を図ることが必要であり、一部、民営化に対する反対意見はあったものの、一定数を限度とする公立保育園の民営化はやむを得ないとの提言をいただきました。

市では、待機児童対策への緊急の対応と地域子育て支援の適切かつ緊急な実施に取り組むため、公立保育園の民営化を行い、財源、人材を活用することが、今後の子育て支援行政のために必要であると判断し、新たな子育て支援施策の実施に向けて、具体的な検討に入るとともに、公立保育園の民営化に関する基本的な考え方や実施スケジュールなどを示す、公立保育園民営化基本計画を策定しました。

民営化にあたっては、子どもや保護者に対する影響が最小限となるように丁寧な対応が必要なことから、有識者や保護者、保育園関係者、行政職員による公立保育園民営化ガイドライン検討委員会を設置し、民営化移行期・移行後の具体的な配慮事項を定める公立保育園民営化ガイドラインを策定してまいります。

保護者をはじめ市民の皆様には今後、情報の提供や説明に努め、ご理解とご協力を得ながら公立保育園の民営化に取り組んでまいります。

平成23年1月

I 船橋市の保育の現状と課題

1. 就学前児童の状況

船橋市の就学前児童の状況は、表1・図1のとおりです。3歳未満の児童のおよそ80パーセントが保育園や幼稚園などのいずれの施設にも通っていないと考えられます。

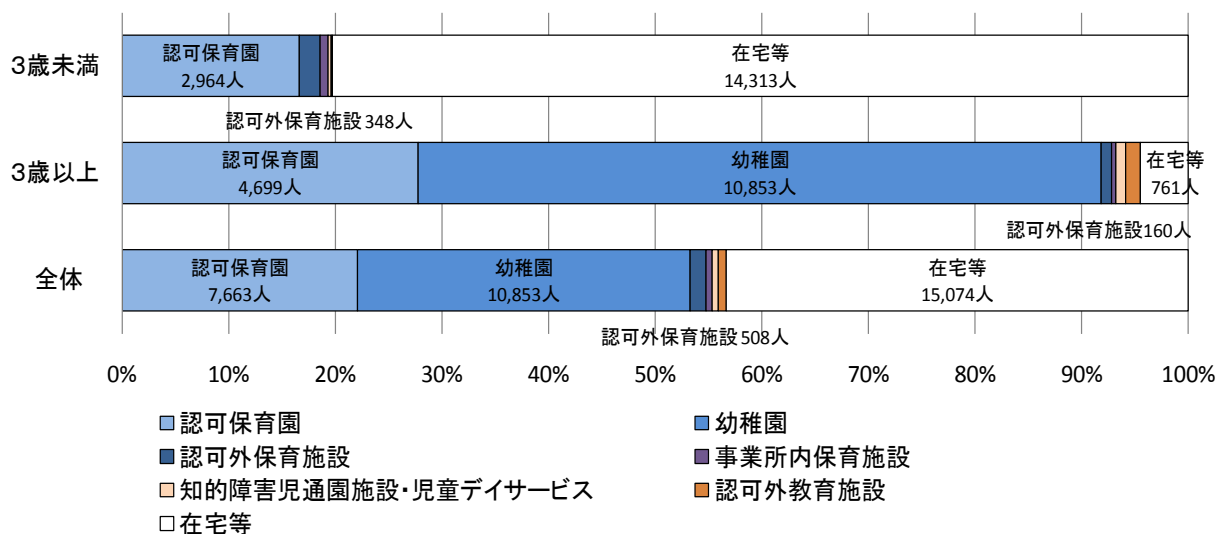
表1 <<就学前児童の状況>>

(単位:人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
住民基本台帳人口(H22.4.1)	5,830	5,860	5,829	5,661	5,513	5,553	34,246
外国人登録人口(H22.4.1)	98	92	116	88	62	56	512
人口計	5,928	5,952	5,945	5,749	5,575	5,609	34,758
認可保育園(H22.4.1)	499	1,135	1,330	1,561	1,569	1,569	7,663
年齢に占める割合	8.4%	19.1%	22.4%	27.2%	28.1%	28.0%	22.0%
幼稚園(H21私立幼稚園就園児補助金実績)	0	0	0	3,325	3,755	3,773	10,853
年齢に占める割合	0.0%	0.0%	0.0%	57.8%	67.4%	67.3%	31.2%
認可外保育施設(H21.10.1)	43	152	153	81	40	39	508
年齢に占める割合	0.7%	2.6%	2.6%	1.4%	0.7%	0.7%	1.5%
事業所内保育施設(H21.10.1)	24	45	59	39	16	15	198
年齢に占める割合	0.4%	0.8%	1.0%	0.7%	0.3%	0.3%	0.6%
知的障害児通園施設・児童デイサービス(H22.4.1)	2	10	38	68	43	42	203
年齢に占める割合	0.0%	0.2%	0.6%	1.2%	0.8%	0.7%	0.6%
認可外教育施設(H22.5調べ)	0	0	22	85	60	92	259
年齢に占める割合	0.0%	0.0%	0.4%	1.5%	1.1%	1.6%	0.7%
差引(在宅等)	5,360	4,610	4,343	590	92	79	15,074
年齢に占める割合	90.4%	77.5%	73.1%	10.3%	1.7%	1.4%	43.4%
保育園待機児童(H22.4.1)	64	244	117	56	16	10	507
年齢に占める割合	1.1%	4.1%	2.0%	1.0%	0.3%	0.2%	1.5%

※ 待機児童数は、市内認可保育園への入所を希望し、待機となっている児童数

図1 <<年齢別の状況>>



2. 保育園待機児童の増加

平成22年4月1日現在、市内の保育園は公立27か所、私立34か所（ほかに分園3か所）で、入所定員は7,044人、実際に入所している児童数は7,663人です。

船橋市では、経済情勢などの影響のほか、大規模マンション開発や宅地造成による人口の増加により、保育の必要な児童が年々増加しています（表2）。待機児童対策として、私立保育園・分園の設置促進や市有地を活用した私立保育園の誘致、既存施設の増築による定員拡大などに取り組み、平成12年4月から22年4月までの間に1,724人の定員増を行いました（表3）。

しかしながら、待機児童数は、22年4月に507人となり、年齢別で見ると、3歳未満児（0～2歳）が約84パーセントを占め、産休明け、育児休業明けで子どもを預けることが難しい状況にあります（表4）。

表2 《保育需要の推移》 * 保育需要＝要保育児童数＝入所児童数＋待機児童数（各年4月）

（単位：人）

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
就学前児童数 （住民基本台帳人口）	31,838	32,317	32,671	32,535	32,476	32,668	33,219	33,525	34,246
対前年度増減	631	479	354	-136	-59	192	551	306	721
保育需要（要保育児童数）	5,608	6,055	6,466	6,657	6,843	6,985	7,383	7,566	8,170
入所児童数	5,562	5,895	6,274	6,413	6,584	6,779	7,008	7,186	7,663
待機児童数	46	160	192	244	259	206	375	380	507
就学前児童数に占める 保育需要（%）	17.6	18.7	19.8	20.5	21.1	21.4	22.2	22.6	23.9
対前年度増減（ポイント）	1.2	1.1	1.1	0.7	0.6	0.3	0.8	0.4	1.3
内3歳未満児保育需要（%）	11.9	13.0	13.7	14.4	14.8	15.6	17.1	17.6	19.3
対前年度増減（ポイント）	1.1	1.1	0.7	0.7	0.4	0.8	1.5	0.5	1.7

※ 待機児童数は、市内認可保育園への入所を希望し、待機となっている児童数

表3 《保育園定員の推移》（各年4月）

（単位：人）

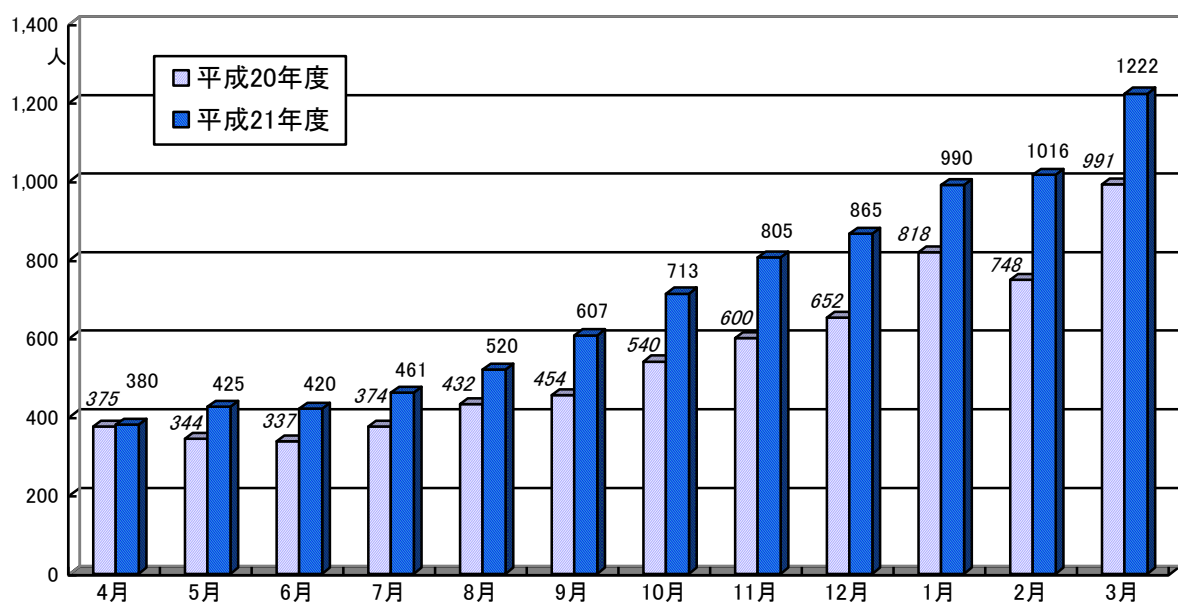
年度		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
公立	定員	3,330	3,330	3,430	3,430	3,450	3,470	3,530	3,580	3,580	3,580	3,580
	対前年度増減	0	0	100	0	20	20	60	50	0	0	0
	保育園数（園）	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
私立	定員	1,990	2,079	2,109	2,364	2,499	2,579	2,649	2,914	3,154	3,189	3,464
	対前年度増減	0	89	30	255	135	80	70	265	240	35	275
	保育園数（園）	18	18	19	20	23	24	24	27	31	32	34
計	定員	5,320	5,409	5,539	5,794	5,949	6,049	6,179	6,494	6,734	6,769	7,044
	対前年度増減	0	89	130	255	155	100	130	315	240	35	275
	累計	0	89	219	474	629	729	859	1,174	1,414	1,449	1,724
	保育園数（園）	45	45	46	47	50	51	51	54	58	59	61

表4 《年齢別入所数と待機児童数》（平成22年4月）（単位：人）

年齢	入所数	割合	待機数	割合	保育需要	割合
0歳	499	6.5%	64	12.6%	563	6.9%
1歳	1,135	14.8%	244	48.1%	1,379	16.9%
2歳	1,330	17.4%	117	23.1%	1,447	17.7%
0～2歳	2,964	38.7%	425	83.8%	3,389	41.5%
3歳	1,561	20.3%	56	11.0%	1,617	19.8%
4歳	1,569	20.5%	16	3.2%	1,585	19.4%
5歳	1,569	20.5%	10	2.0%	1,579	19.3%
3～5歳	4,699	61.3%	82	16.2%	4,781	58.5%
0～5歳	7,663		507		8,170	

※ 待機児童数は、市内認可保育園への入所を希望し、待機となっている児童数

図2 《各月1日現在待機児童数の推移》



3. 保育需要の推計

平成22年3月に策定された「次世代育成支援行動計画（ふなばし・あいプラン）後期計画」（計画期間：平成22年度～26年度）では、保育需要に応じた保育園の整備など、待機児童対策に関する数値目標を掲げています。

数値目標は、ふなばし・あいプラン策定時に実施した、潜在的な保育需要の把握も含めた、保育ニーズ調査と就学前児童数の将来推計に基づき設定しました（表5）。

表5 《あいプラン・後期計画における待機児童対策にかかる目標数値》

事業内容(指標名)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
保育園の整備(保育園入所児童数)	7,500人	7,900人	8,300人	8,700人	9,000人
家庭的保育事業(委託児童数)	15人	30人	45人	60人	75人

4. 財政状況と保育所費の増加

平成22年度の一般会計予算において、歳入（収入）は、長引く景気低迷の影響による企業業績の悪化や雇用情勢を反映し、市税収入の落ち込み（約31億円）などから厳しい状況となっています。一方、歳出（支出）は、社会保障関係経費（民生費：生活保護費、老人福祉費、保育所費等）が年々増加する中、清掃工場の建て替えや老朽化した公共施設の保全などに多大な財政需要が見込まれており、財源調整基金から繰り入れを行うなど、厳しい財政運営が続いています（表6）。

保育所費（保育園運営や整備に要する経費）は、保育園の整備や定員増に伴い拡大しており、平成22年度予算で総額110億円を超え、市の一般会計予算に占める割合も6.9パーセントの規模となっています（表7）。今後も、新設や増改築による保育園の定員拡大や、耐震化整備に伴い、多額の経費が必要となることから、その財源確保が課題です。

また、公立保育園と私立保育園の運営費には、主に人件費を要因として経費に格差が生じています。1人当たりの経費を比較すると私立に対して公立は約1.15倍となっています（表8）。

表6 <<一般会計予算の推移>>

(単位:千円、%)

	平成20年度			21年度			22年度			
	予算額	増減額	増減率	予算額	増減額	増減率	予算額	増減額	増減率	
一般会計総額	145,640,000	△ 5,820,000	△ 3.8	150,800,000	5,160,000	3.5	160,460,000	9,660,000	6.4	
主な 歳入	市税	95,890,100	△ 90,000	△ 0.1	94,953,500	△ 936,600	△ 1.0	91,844,400	△ 3,109,100	△ 3.3
	総務費	17,546,800	341,800	2.0	18,151,400	604,600	3.4	18,333,100	181,700	1.0
	民生費	50,912,000	3,877,400	8.2	54,378,000	3,466,000	6.8	65,022,600	10,644,600	19.6
	衛生費	16,093,600	△ 6,304,300	△ 28.1	16,636,500	542,900	3.4	16,406,700	△ 229,800	△ 1.4
	土木費	19,495,400	△ 2,609,300	△ 11.8	19,212,500	△ 282,900	△ 1.5	17,353,800	△ 1,858,700	△ 9.7
	教育費	17,793,800	△ 1,188,400	△ 6.3	18,169,400	375,600	2.1	17,985,900	△ 183,500	△ 1.0
	公債費	12,531,600	194,200	1.6	12,324,500	△ 207,100	△ 1.7	12,988,000	663,500	5.4

表7 <<保育所費の推移>>

(単位:千円)

年度	15	16	17	18	19	20	21	22
一般会計総額	139,770,000	157,070,000	142,500,000	146,400,000	151,460,000	145,640,000	150,800,000	160,460,000
保育所費	9,153,040	9,191,820	9,480,310	9,424,370	9,771,510	10,092,280	10,053,270	11,039,250
対前年度増減	114,640	38,780	288,490	-55,940	347,140	320,770	-39,010	985,980
前年度比	1.3%	0.4%	3.1%	-0.6%	3.7%	3.3%	-0.4%	9.8%
一般会計比	6.5%	5.9%	6.7%	6.4%	6.5%	6.9%	6.7%	6.9%

表8 <<保育運営コストの状況>>

区分	公立			私立		
	年間延べ 児童数(人)	1人当たりの経費		年間延べ 児童数(人)	1人当たりの経費	
		円/月	円/年		円/月	円/年
0歳児	3,130	235,449	2,825,388	3,016	204,225	2,450,700
1・2歳児	15,635	161,660	1,939,920	12,765	130,839	1,570,068
3歳児	9,440	78,647	943,764	8,296	74,464	893,568
4歳以上児	19,188	69,423	833,076	17,142	66,535	798,420
合計	47,393	112,655	1,351,860	41,219	98,120	1,177,440

※ 経費比較に含まれる費用(20年度決算額)

公立…一般職人件費、非常勤職員報酬、臨時職員賃金、保育所管理運営費(運営費、施設管理費など)

私立…保育所運営費(委託料)、保育所運営費補助金

5. 保護や支援が必要な児童・家庭の状況

心身に何らかの障がいを持つ児童と持たない児童が、一緒に保育を受ける統合保育の中でお互いが刺激し合い、健やかな発達を目指すことを目的として、保育園において発達支援保育を実施しています。

平成22年4月1日現在で、公立25園、私立3園の計28園で対象となる児童69人（公立61人、私立8人）、うち、重度発達支援児は11人が入所しています。

また、生活保護の受給や外国人世帯、ひとり親世帯など、支援を必要とする家庭の児童数と保育園に入所している人数は表9のとおりです。

表9 《生活保護受給世帯・虐待ケース・外国人世帯・ひとり親世帯の児童及び障がい児数》

(単位:人)

		市全体	保育園		備考	
			公立	私立		
生活保護受給世帯		183	117	70	47	保育園入所率64%
虐待ケース対象児童		99	43	29	14	保育園入所率43%
外国人世帯	母が外国人		101	66	35	市全体の数値は、0～5歳の外国人登録人口
	父が外国人		103	66	37	
	父母ともに外国人		128	74	54	
	計	512	332	206	126	
ひとり親世帯	母子	717	707	364	343	・市全体の数値は、H22.4.1現在の児童扶養手当認定世帯(母子家庭)の就学前児童数 ・保育園入所児童数は、祖父母との同居世帯を含む
	父子	—	44	21	23	
	計	717	751	385	366	
障がい児		227	69	61	8	市全体の数値は、身体障害者手帳又は療育手帳所持者数
計		1,738	1,312	751	561	保育園入所全体の17.1%

※ 市全体、保育園入所数いずれも重複が含まれる。(平成22年4月1日現在)

表10 《保育園に入所している障がい児数の推移》(各年度4月1日現在)

	20年度	21年度	22年度
障がい児数	44人	56人	69人

表11 《被虐待件数の推移(就学前児童のみ抜粋)》

	19年度	20年度	21年度
0～3歳未満	57件	62件	45件
3歳～就学前	38件	65件	82件
計	95件	127件	127件

6. 保育園園舎の耐震化

平成21年度に実施した耐震診断の結果、早急に建て替えや耐震補強が必要な施設（Is 値0.3未満）は、公立保育園4園と南本町子育て支援センターの5か所でした。平成27年度までに整備が必要な施設（Is 値0.3～0.6未満）は、公立保育園14園と高根台子育て支援センターの15か所で、今後、耐震整備に多額の経費が必要となります（表12）。

表12 ≪公立保育園等の耐震整備予定≫

期	園(施設)名	建築・改築年	構造	階数	Is 値	整備時期(予定)	整備方針(予定)
1期	金杉台	昭和47年	LS	1	0.15	平成22年度	仮設建替え
	中央	42年	S	2	0.19	22～25年度	移転建替え
	夏見第一	46年	LS	1	0.20	22～23年度	仮設建替え
			RC	2	0.65		—
	南本町子育て支援センター	42年	RC	2	0.22	22～23年度	耐震補強
	二和	45年	LS	1	0.29	22～23年度	移転建替え
2期	三山	47年	LS	1	0.31	24年度以降	移転建替え
	湊町	48年	LS	1	0.32	24年度以降	仮設建替え
			RC	2	1.25		—
	高根	49年	RC	2	0.32	24年度以降	耐震補強
	習志野台第一	43年	RC+LS	1	0.73	24年度以降	仮設建替え
			RC	2	0.35		
	海神第一	43年	LS	1	0.37	24年度以降	移転建替え
	浜町	55年	RC	2	0.41	24年度以降	耐震補強
	若葉	41年	LS	1	0.43	24年度以降	仮設建替え
	小室	54年	RC	2	0.47	24年度以降	耐震補強
	高根台子育て支援センター	41年	RC	3	0.48	24年度以降	耐震補強
	宮本第一	46年	RC	2	0.49	24年度以降	耐震補強
			RC	1	1.55		—
	緑台	50年	LS	1	0.51	24年度以降	仮設建替え
	若松	49年	RC	2	0.51	24年度以降	耐震補強
			RC	1	2.82		—
習志野台第二	47年	RC	2	0.55	24年度以降	耐震補強	
本町	52年	RC	2	0.55	24年度以降	耐震補強	
宮本第二	49年	RC	2	0.59	24年度以降	耐震補強	

※ 構造 LSは軽量鉄骨造、Sは鉄骨造、RCは鉄筋コンクリート造

※ 整備方針 仮設建替え: 仮設園舎を設置し、本園舎を建て替え、完成後戻すもの

移転建替え: 近接地に移転し、新設するもの

耐震補強: 建物はそのままで、補強工事を行うもの。補強の範囲により仮設園舎が必要

※ Is値(構造耐震指標) Is値0.3未満⇒ 震度6強の震動及び衝撃に対し倒壊または崩壊する 危険性が高い
 Is値0.3以上0.6未満⇒ " 危険性がある
 Is値0.6以上⇒ " 危険性が低い

7. 地区コミュニティごとの公・私立保育園

○南部地区

地区コミュニティ	園名	定員	建築・改築年	耐震強度	敷地	待機数(H 22.4)	備考
宮本	宮本第一	100	S 46	RC 棟 A 棟0.49、B棟1.55	市有地	7	耐震補強
	宮本第二	150	S 49	0.59	市有地	2	耐震補強
	みどり	120				9	
湊町	若松	130	S 49	RC 棟 A 棟0.51、B棟2.82	UR	46	耐震補強
	湊町	210	S 48	鉄骨棟0.32、RC棟1.25	市有地	4	建替え
	浜町	120	S 55	0.41	市有地	2	耐震補強
本町	中央	120	S 42	0.19	市有地	10	建替え
	本町	80	S 52	0.55	市有地	12	耐震補強
	海神第二	60	S 49	0.63	市有地	6	
海神	千鳥	160	H 2	新耐震基準	市有地	6	
	海神第一	150	S 43	0.37	市有地	19	建替え
	プレスクール・ベル	80				0	
	海神南	60				6	
計		1,540				129	

○西部地区

地区コミュニティ	園名	定員	建築・改築年	耐震強度	敷地	待機数(H 22.4)	備考
葛飾	西船	120	S 48	0.90	市有地	4	
	西船みどり	80				21	
	アリスなかよし	90				7	
	みそら	90				7	
	印内	60				3	
中山	本中山	120	S 52	0.77	市有地	8	
	中山あけぼの	100				5	
	弥生	90				2	
	さくら	90				19	
塚田	行田	160	S 51	0.98	UR	11	
	なないろ	60				5	
	ベル・ナーサリー	60				4	
	しらゆり	90				2	
法典	若葉	120	S 41	0.43	市有地	17	建替え
	てまり	120				18	
	ロータス	60				1	
計		1,510				134	

○北部地区

地区コミュニティ	園名	定員	建築・改築年	耐震強度	敷地	待機数(H 22.4)	備考
二和	二和	120	S 45	0.29	市有地	3	建替え
	船橋あおぞら分園	15				1	
三咲	三咲小鳩	300				8	
	船橋あおぞら	60				4	
八木が谷	やまびこ	120				0	
松が丘	ひばり	120				5	
豊富	小室	120	S 54	0.47	市有地	0	耐震補強
	まこと	150				0	
計		1,005				21	

○中部地区

地区コミュニティ	園名	定員	建築・改築年	耐震強度	敷地	待機数(H22.4)	備考
夏見	夏見第一	120	S 46	鉄骨棟0.20、RC棟0.65	市有地	1	建替え
	夏見第二	120	S 53	1.05	市有地	9	
	ククルなかよし	120				10	
	船橋旭	120				6	
	夏見台	60				10	
高根・金杉	金杉台	120	S 47	0.15	UR	1	建替え
	緑台	120	S 50	0.51	市有地	0	建替え
	あすなろ	120				0	
高根台	高根台	160	S 57	新耐震基準	UR	1	
	たかね台ベビーホーム	30				0	
新高根・芝山	高根	150	S 49	0.32	市有地	2	耐震補強
	芝山第一	150	S 52	0.61	UR	17	
	杉の子	110				1	
	かもめ	90				0	
	かもめ芝山分園	29				3	
計		1,619				61	

○東部地区

地区コミュニティ	園名	定員	建築・改築年	耐震強度	敷地	待機数(H22.4)	備考
前原	二宮	160	S 60	新耐震基準	市有地	38	
	前原	90				28	
	前原ひまわり	80				36	
薬円台	めぐみ	200				0	
三山・田喜野井	三山	120	S 47	0.31	市有地	10	建替え
	三山つくし	120				9	
	田喜野井旭	60				9	
習志野台	習志野台第一	200	S 43	鉄骨棟0.73、RC棟0.35	UR	9	建替え
	習志野台第二	120	S 47	0.55	UR	17	耐震補強
	まこと分園	30				1	
	アンデルセン	120				1	
	アンデルセン第二	70				4	
計		1,370				162	

総計		7,044				507	
----	--	-------	--	--	--	-----	--

※ 平成22年4月現在(単位:人)

※ 網掛けは私立保育園

※ URは独立行政法人都市再生機構所有地

Ⅱ 保育のあり方検討委員会の提言

市は、平成22年4月に有識者、子育て支援関係者、保育園保護者15人からなる、保育のあり方検討委員会を設置しました。検討委員会では、公立保育園・私立保育園の役割、保育の質の向上、公立保育園の民営化などが検討され、8月25日に一次報告書、12月3日に提言書を提出いただきました。

提言書では、待機児童対策として、保育園の新設・増改築による定員増を図るだけでなく、家庭的保育事業や認可外保育施設、幼稚園での対応、さらには一時保育や緊急の一時保育などを総合的に検討して、多様な保育ニーズへ緊急に対応することを求めています。

また、保育園にも幼稚園にも通っていない家庭への支援、特にすでに支援が必要であるが、適切な支援が届いていない親子、育児の疲れや不安が高まっている親子への地域子育て支援の緊急かつ適切な実施を求めています。

さらに、これらの待機児童対策や地域子育て支援を実施していくには、財源と人材を確保する必要があることから、一定数を限度とする公立保育園の民営化はやむを得ないとのご判断をいただきました。ただし、民営化の実施に際しては、対象となる保育園を利用する児童や保護者に対する影響が最小限となるように丁寧な対応が必要との提言も併せてされています。

Ⅲ 公立保育園民営化基本計画について

1. 基本計画の位置づけ

本基本計画は、保育のあり方検討委員会の提言に基づき策定するものであり、今後の本市の公立保育園の民営化を進める上での、基本的な考え方、実施スケジュールなどを定めるものです。民営化にあたっては、本基本計画に基づいて進めるとともに、移行期・移行後の児童や保護者への配慮事項等を定める公立保育園民営化ガイドラインを策定し、実施することとします。

2. 計画期間

本基本計画は、平成25年度から平成29年度までに計画している公立保育園5園の民営化に適用します。

IV 公立保育園の民営化に関する基本的考え方

1. 民営化の目的

市では、待機児童への効率的な対応を図るため、必要な経費の一部に民営化により捻出する財源を充てます。また、在宅子育て家庭への支援などの地域子育て支援、要保護・要支援児童の保護者への支援、公立保育園における発達支援保育の充実、緊急的一時保育の実施のために、民営化により再配置できる公立保育園の職員を活用します。

さらに、優良な社会福祉法人等の参入により、民営化後も質の高い保育を安定的に実施するとともに、民間保育園としての柔軟性や活力、ノウハウを活かした保育サービスを提供し、ひいては、市全体の保育の質の向上を図ります。

(1) 待機児童対策の効率的な推進

- ・新設・改築等による認可保育園の定員増
- ・認証保育所制度の検討
- ・家庭的保育事業（保育ママ）の充実
- ・幼稚園における長時間の預かり保育の協議
- ・一時保育の利用拡大
- ・地域で暮らす乳幼児期の子どもと家庭への支援

(2) 在宅子育て家庭への支援などの地域子育て支援の充実

5つの行政コミュニティに地域子育て支援の拠点となる公立保育園（拠点保育園）を1園ずつ設置して（表13）、（仮称）地域担当保育士を配置し、次の業務を行います。この新たな地域子育て支援については、庁内にプロジェクトチームを設置し、実施に向けて具体的な検討を行っています。

- ・地域における子育て支援（園庭開放・育児講座・育児相談・保育体験・子育て情報提供）
- ・健康診査会場での子育て支援等、母子保健等との連携システム構築
- ・要支援家庭への支援
- ・地域のニーズに応じた出張相談・出張育児講座

(3) 公立保育園の機能強化

- ・緊急的一時保育の実施
- ・発達支援保育の充実

(4) 質の高い社会福祉法人等による保育の質向上と保育サービスの提供

- ・民営化園の運営法人に、優良な法人を選定することで、船橋全体の保育水準の底上げを図ります。
- ・公立保育園を超える延長保育の実施や一時保育の充実など、民間保育園の柔軟性や活力、ノウハウを活かした保育サービスを提供します。

表13 ≪公立保育園のコミュニティごとの配置と拠点保育園候補園≫

行政コミュニティ	地区コミュニティ	拠点保育園候補	園名
南部	宮本		宮本第一
			宮本第二
	湊町		若松
		◎	湊町
			浜町
	本町		中央
			本町
			海神第二
	海神		千鳥
			海神第一
西部	葛飾		西船
	中山		本中山
	塚田		行田
	法典	◎	若葉
中部	夏見	◎	夏見第一
			夏見第二
	高根・金杉		金杉台
			緑台
	高根台		高根台
	新高根・芝山		高根
		芝山第一	
東部	前原		二宮
	三山・田喜野井		三山
	習志野台	◎	習志野台第一
			習志野台第二
北部	二和	◎	二和
	豊富		小室

2. 民営化により生まれる財源

公立保育園は、正規職員の人件費、臨時職員の賃金、非常勤職員の報酬のほか、給食材料費や施設管理に要する管理運営費を市が負担することによって運営しています。

一方、私立保育園は、国で定めている児童一人当たりの保育単価をもとに算定した保育所運営費を国と市で2分の1ずつ負担し、私立保育園に支出しているほか、保育の質の向上、職員の処遇向上を目的に、国の最低基準を超えて配置した職員の人件費等に対し、運営費補助金として市が単独で補助金を支出しています。

公立保育園と私立保育園では、主に人件費に起因して、運営経費に差が生じています。120人定員の公立保育園をモデルに1園民営化する場合の試算では、年間で約6,600万円の一般財源（財源の用途が特定されていない市税等の財源）が削減できます（図3）。平成25年度から毎年1園ずつ、計5園を民営化する場合、29年度までは民営化事務を進めるための経費がかかりますが、30年度以降は、毎年約3億3,000万円の財政効果が見込めます（表14）。

図3 《公立保育園民営化による経費・財源と効果イメージ》

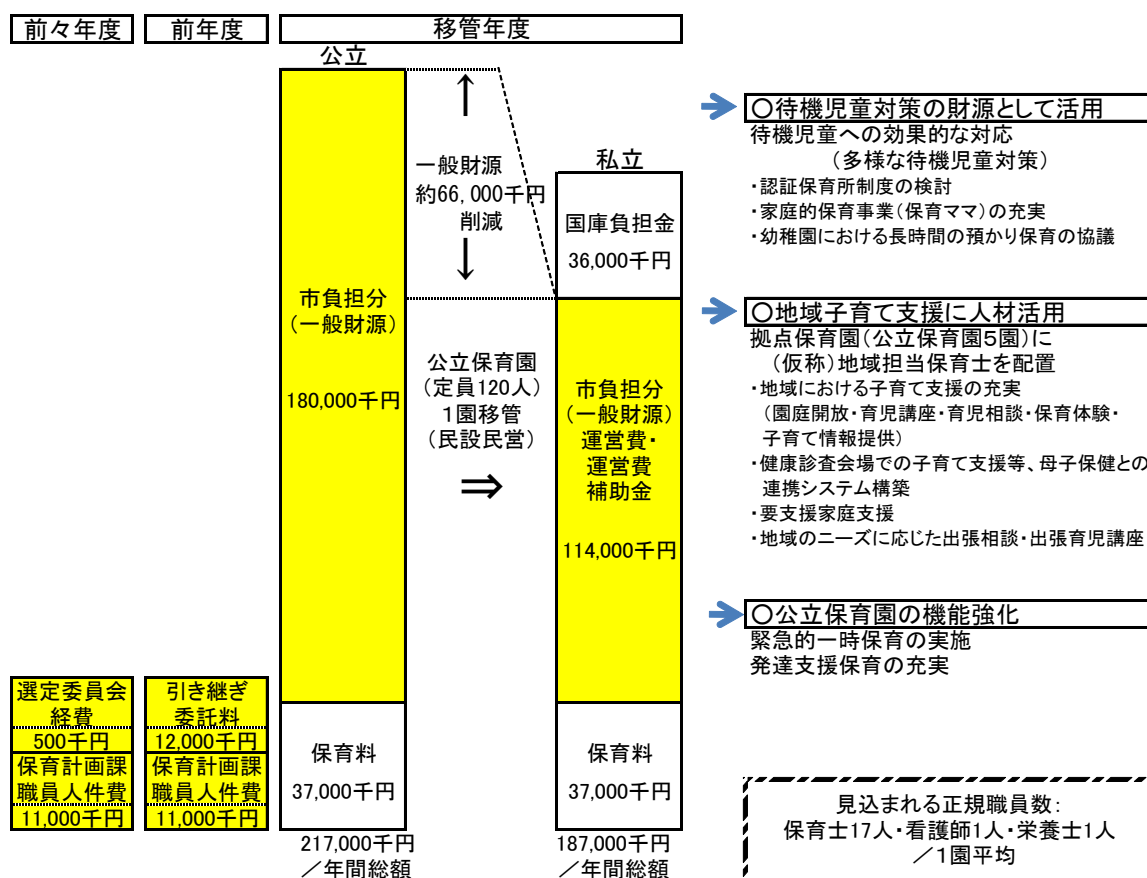


表14 << 民営化による財政影響額 >>

(単位:千円)

項目		年度	24	25	26	27	28	29	30~	
増える経費	民営化園数(累計)			1園	2園	3園	4園	5園	5園	
	民営化園に要する経費	運営費・運営費補助金		187,000	374,000	561,000	748,000	935,000	935,000	
		引き継ぎ委託料	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000			
	関連経費	選定委員会経費	500	500	500	500	500			
		保育計画課人件費	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000		
計(A)			23,500	210,500	397,500	584,500	771,500	946,000	935,000	
削減できる経費	民営化する公立保育園数(累計)			1園	2園	3園	4園	5園	5園	
	公立保育園人件費・賃金・報酬	正規職員	保育士 17人/1園		132,940	132,940	132,940	132,940	132,940	
			看護師 1人/1園		7,820	7,820	7,820	7,820	7,820	
		非正規職員	栄養士 1人/1園		7,820	7,820	7,820	7,820	7,820	
			調理員 1人/1園		7,820	7,820	7,820	7,820	7,820	
		小計			196,000	196,000	196,000	196,000	196,000	
	民営化する公立保育園の人件費等			196,000	392,000	588,000	784,000	980,000	980,000	
	公立保育園管理運営費				21,000	42,000	63,000	84,000	105,000	105,000
	運営費・運営費補助金(国庫負担分)				36,000	72,000	108,000	144,000	180,000	180,000
	計(B)			0	253,000	506,000	759,000	1,012,000	1,265,000	1,265,000
財政影響額 (A) - (B)				23,500	-42,500	-108,500	-174,500	-240,500	-319,000	-330,000

○試算前提条件

- ※ 公立保育園(定員120人)を移管(民設民営)により民営化した場合の一般財源(市税等)の影響額を試算したもの。財政影響額の一(マイナス)は削減額を表す
- ※ 民営化園に要する経費のうち、運営費・運営費補助金は、移管後の私立保育園の職員配置を公立保育園と同様とし、運営費+私立保育所運営費補助金を基礎に試算。保育時間は13時間(7時~20時)とした
- ※ 引き継ぎ委託料は、合同保育を3か月間行う場合の費用。私立保育所運営費補助金に準じた単価で、園長・主任保育士・保育士6人・看護師・栄養士・調理員の11人で積算
- ※ 選定委員会経費は、運営法人選定にあたる委員への報償費
- ※ 削減できる経費は以下により試算
 - ・公立保育園配置職員の平均人件費・賃金・報酬
 - ・保育に要した費用(20年度決算額)
 - ・民営化により新たに歳入となる国庫負担金相当分

3. 民営化により再配置できる正規職員

財政影響額の試算でモデルとして設定した公立保育園（120人定員）の正規職員配置数は、表15のとおりです。公立保育園の民営化により再配置が可能になる正規職員は、保育士17人、看護師1人、栄養士1人、調理員1人が見込め、これらの職員を拠点保育園をはじめ他の公立保育園に再配置することで、新たな地域子育て支援を担当する人員を確保するほか、公立保育園の機能強化や正規職員比率の向上を図ります。

表15 《公立保育園（120人定員）の正規職員配置数》

職種		職員数
保育士	園長	1人
	主任	1人
	保育士	15人
	小計	17人
その他職員	栄養士	1人
	看護師	1人
	給食調理員	1人
	小計	3人
合計		20人

4. 民営化の進め方

保護者の理解や協力を得ながら、円滑な移行を図るため、民営化に関する情報を積極的に提供するとともに、説明や意見を聴く機会を確保します。

民営化を進めるにあたっては、移行期・移行後において保育園の児童や保護者に配慮するための事項などを定める公立保育園民営化ガイドラインを策定します。策定にあたっては、有識者や保護者、保育園関係者、行政職員からなる公立保育園民営化ガイドライン検討委員会を設置し、検討します。

5. 民営化対象園の選定と公表時期

民営化対象園の保護者や、新たに入所を申し込まれる保護者に配慮するため、民営化の公表から移行まで原則2年の期間を確保できるよう、対象園は、できる限り早い時期に決定し、公表します。

また、公表は対象園の保護者はもちろん、広く市民に行うこととし、公表後は、対象園の保護者に対して説明会を開催します。

6. 民営化の手法

民営化する手法としては、市の財政的な効果、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の自立性等を考慮し、市の用地・施設を譲渡または貸し付け、私立保育園として運営する「移管方式」とします。

7. 設置・運営主体

1園目の設置・運営主体は、社会福祉法人、学校法人、医療法人、財団法人のうち認可保育園の設置・運営実績のある法人とします。2園目以降の設置・運営主体は、その状況を踏まえて決めることとします。

8. 対象園の選定基準

民営化対象園の選定には、地域の特性やニーズを踏まえ、以下の点を重視して、総合的な見地から判断して、市が決定します。

- ① 地域の公・私立保育園の設置状況
- ② 通園の利便性がよく、将来にわたって保育需要が見込めること
- ③ 民営化移行時に耐震整備や老朽化に伴う建替え・改築・大規模修繕の必要がないこと
- ④ 拠点保育園でないこと
- ⑤ 用地・施設が市の所有であること

9. 対象園数

地域子育て支援の拠点となる公立保育園（拠点保育園）に（仮称）地域担当保育士を配置して家庭を支える新たなしくみを、5行政コミュニティごとに行うため、前項の選定基準に基づいて5園程度を選定します。民営化実施後は、民営化の計画の中間評価等を行い、改めて検討します。

10. 民営化実施スケジュール

公立保育園の民営化は、平成25年4月から1年ごとに1園ずつ順次実施していきます（表16）。

表16 ≪民営化実施スケジュール≫

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A園	法人募集・ 選定・決定・ 公表	引き継ぎ・ 合同保育	民営化				
B園		法人募集・ 選定・決定・ 公表	引き継ぎ・ 合同保育	民営化			
C園			法人募集・ 選定・決定・ 公表	引き継ぎ・ 合同保育	民営化		
D園				法人募集・ 選定・決定・ 公表	引き継ぎ・ 合同保育	民営化	
E園					法人募集・ 選定・決定・ 公表	引き継ぎ・ 合同保育	民営化

※ 民営化対象園の公表から民営化まで、原則2年の期間を確保する。

11. 職員配置

移管の際には、職員の職種と人数の配置基準は、公立保育園と同様とします。

12. 選定委員会の設置

運営法人の選定には、民営化対象園の保護者、有識者、保育園関係者による選定委員会を設置し、選考にあたります。

13. 三者協議会の設置

運営法人が決定したら速やかに、保育園保護者、運営法人、市（保育園職員を含む）の三者からなる協議会を設置し、移行後少なくとも3年間程度は開設し、保育が適切に実施されているか確認します。

14. 移行期・移行後を管理・検証する組織の設置

民営化の移行を管理するとともに、移行後においては民営化園の検証を行い、保育の質が保証されているのか評価する組織を設置します。